

# 第1回臨時会

## 1月28日

### 第6期滝上町総合計画基本構想について特別委員会に付託

国民健康保険病院  
事業会計

第8条、一時借入金、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金金額は5000万円と定める。

特別職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案内容

第一に、町有林経営計画を条例に基づいて議会へ上程すべきところを失念した件、第二に介護保険料を誤徴収した件により、管理責任として、平成31年2月給料を町長は1000分の90、副町長は1000分の95と減額する。

#### 質疑

△大原議員▽

保健福祉課では今任期中2回目のミスとなった。又林政課では、町長の任期2期に渡って条例違反や財務規則違反があった。町長・副町長の減給率が低いのではないか。  
再発防止策が取られていなかったのではないか。全庁で再発防止策を定め、住民に公表すべきではないか。

△長屋町長▽

今回の2件は事務処理が適切ではなかった。今まで不適切な事務執行での特別職の減給事例はなかった。

△齊藤副町長▽

再発防止策としては幹部会議でチェック体制の構築を指示した。また、全職員に訓示をした。

△大原議員▽

内部でのチェック機能が働かなかったから今回の問題が起きたのではないか。

△長屋町長▽

その都度綱紀粛正を訓示したが、今後は更にそれを徹底していく。

第6期滝上町総合計画基本構想について

第6期滝上町総合計画基本構想審査特別委員会に付託し、継続審査とすることとした。

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

### 議会傍聴の受付方法が変わります。受付簿から受付票に

個人情報保護の観点から現行の傍聴人受付簿から受付票に変更します。

これまで傍聴される方は議場に入場される前に備え付けの受付簿に住所・氏名・年齢・職業を記入して頂いていましたが、本年4月1日より、左記の受付票を議場の入口前に備

え付けし、必要事項を記入し、受付箱(写真参照)に投函して頂くことといたしました。

なお、受付票は文書管理規程に基づき一定期間保存いたします。ご不明な点は議会事務局(29-2111内線265)までお問合せください。

No.1

傍聴人受付票(見本)

年 月 日

住所	
氏名	
年齢	
会議名	年第 回滝上町議会定例会(臨時会)

※記入いただいた個人情報に関しては、他の目的には一切利用しません。  
※記入後、傍聴人受付箱に投函してください。



受付箱